

財団法人 愛知健康増進財団寄附行為

第1章 総則

第1条(名称)

この法人は、財団法人愛知健康増進財団という。

第2条(事務所)

この法人は、事務所を名古屋市北区清水一丁目18番4号に置く。

第2章 目的及び事業

第3条(目的)

この法人は、労働衛生に関する健康、環境、作業管理等及び愛知県民の健康確保に関する総合的な事業の推進並びに健康問題に関する啓蒙のための各種行事、労働安全衛生法、その他の関係法令の普及等を行い、もって産業の健全な発展とともに広く愛知県民の健康確保に寄与することを目的とする。

第4条(事業)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 各種健康診断並びにこれに伴う精密検査及び初期的な治療
- 2 健康問題に関する総合的な調査研究及び指導
- 3 健康管理に係る受託事業
- 4 医学研究に対する助成
- 5 健康問題に関する啓蒙のための各種行事等
- 6 労働安全衛生法その他の関係法令の普及及び指導
- 7 作業環境測定、及び作業環境改善並びに職業性疾病予防に関する調査研究及び指導
- 8 各種健康診断及び作業環境測定の精度向上に関する教育訓練
- 9 公害(大気、水質、土壌、騒音、振動等)に関する測定、調査研究及び指導
- 10 研究会、講習会、講演会の開催
- 11 機関誌等の発行
- 12 その他、この法人の目的達成のために必要と認める事業

第3章 資産及び会計

第5条(資産の構成)

この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- 1 設立当初の財産目録に記載された財産
- 2 寄附金品
- 3 資産から生ずる収入
- 4 事業に伴う収入
- 5 その他の収入

第6条(資産の種別)

この法人の資産は、基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1)設立に際し基本財産として寄附された財産
 - (2)設立後に基本財産とすることを指定し寄附された財産
 - (3)理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

第7条(基本財産の処分の制限)

基本財産は、これを処分し、または担保に供することができない。

- 2 事業の遂行上、やむを得ない事由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ主務官庁の承認を得て、その一部に限りこれを処分し、又は担保に供することができる。

第8条(資産の管理)

この法人の資産は、会長がこれを管理し、管理方法は理事会の決議による。

- 2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、あるいは国債、公債等確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

第9条(経費の支弁)

この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

第10条(予算及び決算)

この法人の収支予算は、年度開始前に理事会の議決を経て定め、収支決算は、年度終了後3ヶ月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

- 2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を

基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

第 11 条(長期借入金)

この法人が資金の借入れをしようとするときは、返済期限が 1 年未満の借入れを除き、主務官庁へ届け出なければならない。

第 12 条(会計年度)

この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 4 章 役員等

第 13 条(役員の種別及び員数)

この法人に次の役員を置く。

- | | |
|-------|--|
| 会 長 | 1 名 |
| 理 事 長 | 1 名 |
| 理 事 | 8 名以上 12 名以内(会長、理事長たる理事を含むほか専務理事、常務理事が選任された場合はその者を含む。) |
| 監 事 | 2 名 |

2 この法人に次の役員を置くことができる。

- | | |
|------|-------|
| 専務理事 | 1 名 |
| 常務理事 | 2 名以内 |

第 14 条(役員の選任)

理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 会長は、理事会において互選する。
- 3 理事長は、会長が理事会の同意を得て委嘱する。
- 4 専務理事、常務理事を置く場合は、会長が理事会の同意を得て委嘱する。
- 5 理事のいずれか 1 名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 6 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 7 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

第 15 条(役員の職務)

会長は、この法人を統轄し代表する。ただし、この法人と会長または会長が属する団体との利益が相反する事項については、会長は代表権を有しない。この場合においては、理事長がこの法人を代表する。

- 2 理事長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び理事長を補佐し、会長及び理事長の命を受けて業務を処理し、会長及び理事長がともに事故あるときはその業務を代行する。
- 4 常務理事は、会長及び理事長の命を受けて業務を分掌する。
- 5 理事は、理事会を構成して、この法人の業務を議決し執行する。
- 6 監事は民法第 59 条の職務を行う。

第 16 条(役員任期)

役員任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠のため就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行うものとする。

第 17 条(役員解任)

役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の 4 分の 3 以上の同意により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、理事会及び評議員会において同意を得る前に弁明の機会を与えなければならない。

第 18 条(顧問及び参与)

この法人に顧問及び参与若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて、この法人の重要事項について意見を述べるものとする。
- 4 参与は、会長の求めに応じてこの法人の業務に参画するものとする。

第 19 条(報酬及び費用弁償)

顧問、参与及び役員は、理事会の決議を経て別に定めるところにより必要に応じ報酬及び費用の弁償を受けることができる。

第 5 章 理事会

第 20 条(構成)

理事会は、理事をもって構成する。

第 21 条(招集)

理事会は、会長がこれを招集する。

- 2 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会は、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を記載した文書をもって、あらかじめこれを通知しなければならない。

第 22 条(定足数)

理事会は、構成する理事の 3 分の 2 以上の出席がなければこれを開催することができない。

第 23 条(議 長)

理事会の議長は、会長がこれにあたる。

第 24 条(議 決)

理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めるものを除き、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 25 条(書面表決等)

やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項に限り、書面をもって表決することができる。

この場合は、第 22 条及び第 24 条の規定の適用については出席したものとみなす。

第 26 条(権 能)

理事会は、この寄附行為に別段の定めあるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 諸規定の制定及び改廃
- (3) その他この法人の運営に関する重要事項

第 26 条の 2(議事録)

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 会議に出席した理事の氏名(書面表決者を含む。)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、出席した理事のなかからその会議において選出された議事録署名人 2 名以上が議長とともに署名しなければならない。

第6章 評議員会

第27条(設置)

この法人の運営に関する重要事項について会長の諮問に応ずるために評議員会を置く。

第28条(評議員)

この法人に、評議員 10 名以上 15 名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、会長が委嘱する。
- 3 役員及び評議員は、相互に兼ねることができない。
- 4 評議員には、第 14 条第 5 項、第 16 条及び第 17 条の規定を準用する。この場合において、第 14 条第 5 項中「理事」とあるのは「評議員」と、第 16 条及び第 17 条中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第29条(評議員会)

評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、会長の諮問に応じ、この法人の重要事項を審議する。
- 3 会長は、次の事項を諮問しなければならない。
 - (1)事業計画及び収支予算に関すること。
 - (2)事業報告及び収支決算に関すること。
 - (3)基本財産の処分及び長期借入金に関すること。
 - (4)その他理事会が必要と認めた事項。
- 4 評議員会は、会長が招集する。
- 5 評議員会の議長は、評議員の互選により定める。
- 6 評議員会には、第 21 条第 2 項及び第 3 項並びに第 22 条、第 24 条、第 25 条及び第 26 条の 2 の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事」とあるのは「評議員」、「理事会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとする。

第7章 事務局等

第30条(職員)

この法人の業務を遂行するため事務局等の機関を設け、所要の職員を置き、会長がこれを任免する。

- 2 事務局等の機関及び職員に関する必要事項は理事会の決議を経て会長が別に定める。

第8章 寄附行為の変更及び解散

第31条(寄附行為の変更)

この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意を得、主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

第32条(解散)

この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意を得、主務官庁の許可があったとき解散する。

第33条(残余財産の処分)

解散に伴う残余財産の処分は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意を得、主務官庁の許可を受けて、この法人と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第9章 雑則

第34条(施行細則)

本寄附行為の施行について必要な細則は、理事会の決議により、会長が別に定める。

附則

一部改訂(昭和62年6月1日)

一部改訂(平成元年10月20日)

一部改訂(平成9年7月4日)

一部改訂(平成21年12月22日)